

## ○越前市土地開発公社定款

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この土地開発公社は、越前市の特性に即応した開発を図るため必要な公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行い、もつて市の秩序ある整備と市民福祉向上に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第2条 この土地開発公社は、越前市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

#### (設立団体)

第3条 公社の設立団体は、越前市（以下「市」という。）とする。

#### (事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を福井県越前市に置く。

#### (公告の方法)

第5条 公社の公告は、越前市役所掲示場に掲示し及び市の広報に掲載して行う。

### 第2章 役員及び職員

#### 第1節 役員及び職員

#### (役員)

第6条 公社に次の役員を置く。

(1) 理事 14人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 理事のうち1人を常任とする。

#### (役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表しその業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるときはその職務を代理し理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、規程の定めるところにより公社の業務を掌理する。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第16条第8項の職務を行う。

#### (役員任命)

第8条 理事及び監事は、越前市長（以下「市長」という。）が任命する。

2 理事長は、理事のうちから市長が選任する。

3 副理事長及び常任理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその業務を行うものとする。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員任免)

第11条 職員は、理事長が任免する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の理事及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもつて構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があつたときに理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもつてこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の決議事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定又は改正もしくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

### 第3章 業務及びその執行

#### (業務の範囲)

第17条 会社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

### 第4章 基本財産の額その他資産及び会計

#### (資産)

第18条 会社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 会社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

#### (事業年度)

第19条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### (財務諸表)

第20条 会社は、毎事業年度前事業年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し監事の監査を経て市長に提出する。

#### (利益及び損失の処理)

第21条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額を繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第22条 公社は、次の方法によるほか業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第23条 理事長は、第16条の規定にかかわらず市長の承認を経て業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合において理事長は次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

## 第5章 雑則

(解散)

第24条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、越前市議会の議決を経、福井県知事の認可を受けたときに解散する。

2 公社が解散した場合において債務を弁償して、なお残余財産があるときは、その財産は市に帰属する。

(規程への委任)

第25条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか規程の定めるところによる。

附 則 (昭和48年3月29日施行)

(施行期日)

1 この定款は、この土地開発公社への組織変更の日から施行する。

(最初の役員任期)

2 この土地開発公社の最初の役員任期は、第9条の規定にかかわらず武生市長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 この土地開発公社の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、この土地開発公社への組織変更の日の翌日から昭和49年3月31日までとする。

(組織変更による決算)

4 組織変更前の法人の決算について、組織変更前法人の理事会の議決を必要とするものに

については、組織変更後の土地開発公社の理事会の議決をもつてこれにかえるものとする。

附 則(平成元年1月24日認可)

この定款は、福井県知事の認可のあつた日から施行する。

附 則(平成5年3月3日認可)

この定款は、福井県知事の認可のあつた日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月20日認可)

この定款は、平成19年10月1日又は福井県知事の認可のあつた日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成21年5月28日認可)

この定款は、平成20年12月1日又は福井県知事の認可のあつた日のいずれか遅い日から施行する。